第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を 用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知し た事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違 反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行って いる。

審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を 行い(法第47条)、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、 意見聴取を行い(法第49条等)、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の 内容を参酌し(法第60条)ている。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している(注)。 さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している。

令和元年度における審査件数(不当廉売事案で迅速処理したもの〔第1-2表〕を除く。)は,前年度からの繰越しとなっていたもの23件及び年度内に新規に着手したもの76件の合計99件であり,このうち年度内に処理した件数は81件であった。81件の内訳は,排除措置命令が11件,確約計画の認定が2件,警告が2件,注意が57件,違反事実が認められなかったなどを理由に審査を打ち切ったものが9件となっている(第1-1表参照)。

(注)公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則(平成17年公正取引委員会規則第5号)に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1-1表 審査事件処理状況の推移(不当廉売事案で迅速処理(注1)を行ったものを除く。)

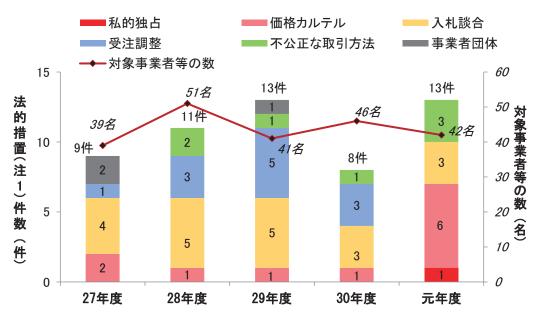
		年 度	27	28	29	30	元
審		前年度からの繰越し	11	15	21	25	23
審査件数		年度内新規着手	127	134	122	118	76
数		合 計	138	149	143	143	99
		排除措置命令	9	11	13	8	11
	法的措置	対象事業者等の数	39	51	41	46	40
	措置	確約計画の認定	_	_	_	0	2
処		対象事業者の数	_	-	_	0	2
処理件数		終了(違反認定)	0	1	1	0	0
数	そ	警 告	6	10	3	3	2
	の他	注 意	106	84	88	95	57
	112	打切り	2	22	13	14	9
		小 計	114	117	105	112	68
		合 計	123	128	118	120	81
		次年度への繰越し	15	21	25	23	18
付命令	課	対象事業者数	31	32 (注3)	32	18	37
行	· 金 納	課徴金額(円)	85億725万 (注2)	91億4301万 (注3)	18億9210万	2億6111万	692億7560万
		告 発	1	0	1	0	0

- (注1) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則2か月以内)という方針に基づいて行う処理をいう。
- (注2) 松尾電機㈱による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課 徴金納付命令(平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円)のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部 分を取り消す旨の判決が言い渡されたことから、当該金額を減じた課徴金額である(同判決は確定した。)。
- (注3) 課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した9名の事業者に対して、独占禁止法第63条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を、また、1名の事業者に対して、同条第2項に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第1-2表 不当廉売事案における注意件数 (迅速処理によるもの) の推移

年 度	27	28	29	30	元
不当廉売事案における注意件数	841	1, 155	457	227	235
(迅速処理によるもの)	041	1, 100	407	221	255

第1図 法的措置(注1)件数等の推移



年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
内容 (注2)					
私的独占	0	0	0	0	1
価格カルテル (注3)	2	1	1	1	6
入札談合	4	5	5	3	3
受注調整	1	3	5	3	0
不公正な取引方法	0	2	1	1	3
その他(注4)	2	0	1	0	0
合計	9	11	13	8	13

- (注1) 法的措置には確約計画の認定を含む。
- (注2) 私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。
- (注3) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
- (注4)「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

令和元年度における処理件数を行為類型別にみると、私的独占2件、価格カルテル16件、入札談合3件、不公正な取引方法59件、その他1件となっている(第2表参照)。法的措置は13件であり、この内訳は、私的独占1件、価格カルテル6件、入札談合3件、不公正な取引方法3件となっている(第2表及び第3表参照)。

第2表 令和元年度審査事件(行為類型別)一覧表

行為類型	<u>処理</u> 型 (注1)	排除措置 命令	確約計画 の認定	終了(違反認定)	警告	注意	打切り	合計
私的独同	与	0	1	0	0	1	0	2
不	価格カルテル (注2)	6	0	0	0	8	2	16
不当な取	入札談合	3	0	0	0	0	0	3
引	小 計	9	0	0	0	8	2	19
	再販売価格の拘束	2	0	0	0	4	0	6
不公	その他の拘束・ 排他条件付取引	0	1	0	1	1	2	5
不公正な	取引妨害	0	0	0	0	4	0	4
3 取	優越的地位の濫用	0	0	0	1	29	2	32
) 引方法	不当廉売	0	0	0	0	4	2	6
公	その他	0	0	0	0	5	1	6
	小 計	2	1	0	2	47	7	59
そ 0	の 他 (注4)	0	0	0	0	1	0	1
合	計	11	2	0	2	57	9	81

- (注1) 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。
- (注2) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
- (注3) 事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為(独占禁止法第8条第5号)は、不公正な取引方法に分類している。
- (注4)「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限である。

第3表 法的措置(注1)件数(行為類型別)の推移

行為類型	年度型(注2)	27	28	29	30	元	合計
私的独。	ti di	0	0	0	0	1	1
不当	価格カルテル(注3)	2	1	1	1	6	11
コな販	入札談合	4	5	5	3	3	20
不当な取引制限	受注調整	1	3	5	3	0	12
限	小 計	7	9	11	7	9	43
不	再販売価格の拘束	0	1	0	0	2	3
正正	その他の拘束・排他条件付取引	0	1	0	0	1	2
不公正な取引方法	取引妨害	0	0	0	1	0	1
引力	その他	0	0	1	0	0	1
法	小 計	0	2	1	1	3	7
	その他 (注4)	2	0	1	0	0	3
合	計	9	11	13	8	13	54

- (注1) 法的措置には確約計画の認定を含む。
- (注2) 私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。
- (注3) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
- (注4)「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、 行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を 命ずることを規定している(同法第7条の2第1項、第2項及び第4項、第8条の3、 第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5並びに第20条の6)。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたもの並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和元年度においては、延べ37名に対し総額692億7560万円の課徴金納付命令を行った。

(2) 課徴金減免制度の運用状況

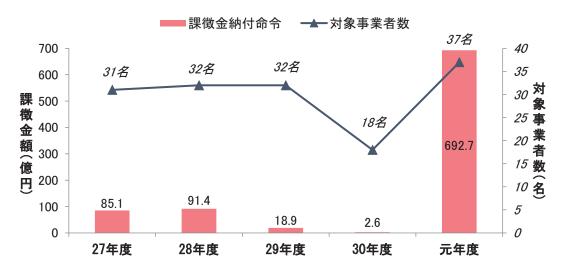
令和元年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は73件であった(課徴金減免制度導入〔平成18年1月〕以降の件数は1,310件)。

なお,令和元年度においては,9事件延べ26名の課徴金減免申請事業者について,これらの事業者の名称,免除の事実又は減額の率等を公表した(注)。

(注)公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト(https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html)に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている(ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。)。

公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額(課徴金の算定の基礎となる売上額)が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含む。

第2図 課徴金額等の推移



(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

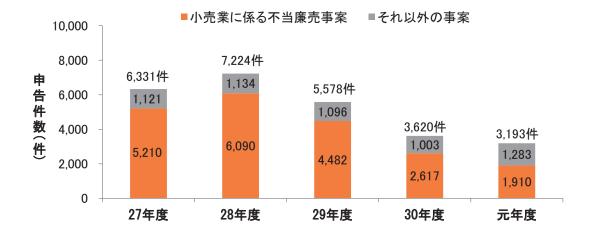
3 申告等

令和元年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告(申告)された件数は3,193件であった(第3図参照)。この報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており(法第45条第3項)、令和元年度においては、2,910件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、令和元年度においては、同システムを利用した申告が1,260件あった。

さらに、平成29年度までに電力分野、農業分野、IT・デジタル関連分野及びガス分野に係る情報提供窓口を設置(平成28年3月、4月、10月及び平成29年6月)し、令和元年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



4 発注機関への改善措置要求等

公正取引委員会は、発注機関に対し、入札談合等関与行為が認められた場合に、入札談合等関与行為防止法に基づき、改善措置要求を行うとともに、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、申入れ等を行っている。令和元年度においては、以下のとおり改善措置要求等を行った。

(1) 入札談合等関与行為防止法に基づく東京都知事に対する改善措置要求(令和元年7月 11日)(事件詳細については後記第2 1 (1)ウ参照)

東京都の職員が、入札談合が認められた浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していたことから、東京都知事に対し、浄水場の排水処理施設運転管理作業について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

前記(1)以外にも、東京都の職員が、浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者又は受注者となった事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前まで又は見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際に、非公表の予定単価に関する情報を教示するなどしていた事実が認められたことから、東京都水道局に対し、職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、 当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則(平成17年公正取引委 員会規則第5号)第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、そ の理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。令和元年 度においては、異議の申立てはなかった。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」(平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。)第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動があったとする場合には、原則として、当該聴取を受けた日から1週間以内に、書面により、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる(審査手続指針第2の4)。令和元年度においては、苦情の申立てはなかった。

第4-1表 令和元年度法的措置(排除措置命令)一覧表

一連番号	事件番号	件名	内容	課徴金の総額 (最高額~最低額)	法的措置 (注)対象 事業者の数		排除措置命令年月日
1	元 (措) 1	炭酸ランタン水 和物口腔内崩壊 錠の後発医薬品 の製造業者に対 する件	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ㈱と日本ケミファ㈱が、仕切価について、日本ケミファ㈱がコーアイセイ㈱に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。	137万円	1	第3条後 段	元. 6. 4
2	元 (措) 2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件	舗装用改質アスファルトの製造販売業者が、販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	31億4098万円 (25億7775万円〜 5億6323万円)	2	第3条後 段	元. 6. 20
3	元(措)3	アップリカ・チ ルドレンズプ(同 ダクツ(同 対する件	遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアップリカ・チルドレンズプロダクツ(同)の育児用品を同とが定める「提案売価」等と称する価」という。)で販売するようにさせていた。 ① 提案売価を下回る販売価格(以下第4-1表において「逸脱売価」という。)で販売している又は販売しているの行為を行った。 ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。 ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。 イ 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。 イ 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。 ウ 取引先卸売業者をして結婚を自然で表書者に関するといる小売業者をしていた。 ウ 取引先卸売業者及び小売業者に関する苦情を受け付ていた。 ② 前記①の行為により、逸脱売価で販売・計算を受け付により、逸脱売価で販売している、当前記②の要請により、としていた。 ② 前記②の要請にもかかわらず、逸脱・出するとしていた。 ③ 前記②の要請にもかかわらず、逸脱・出ずるとしていた。 ③ 前記②の要請にもかかわらず、逸脱・出前記②の要請にもかかわらず、逸に、世界・大は取引先卸売業者をしていた。		1	第 19 条 (第2条 第9項第 4号)	元. 7. 1
4	元 (措) 4	東京都が発注す る浄水場の排水 処理施設運転管 理作業の見積り 合わせ参加業者 に対する件	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が,受注予定者を決定し,受注予定者が受注できるようにしていた。	7418万円 (6153万円〜 1265万円)	3	第3条後段	元. 7. 11
5	元 (措) 5	コンビ㈱に対する件	遅くとも平成27年1月頃以降,コンビ㈱が販売するベビーカー,チャイルドシート及びゆりかごのうち,「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品(以下第4-1表において「ホワイトレーベル商品」という。)をコンビ㈱が定める「提案売価」等と称する価格(以下一連番号5において「提案売価」という。)で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより,小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。	_	1	第 19 条 (第2条 第9項第 4号)	元. 7. 24
6	元 (措) 6	アスファルト合 材の製造販売業 者に対する件	アスファルト合材の製造販売業者が,販売 価格の引上げを共同して行っていく旨を合意 していた。	398億9804万円 (127億9780万円~ 21億7070万円)	8	第3条後 段	元. 7. 30

一連番号	事件番号	件名	内容	課徴金の総額 (最高額~最低額)	法的措置 (注)対象 事業者の数	違反法条	排除措置命令年月日
7	元 (措) 7	特定アルミ缶の 製造販売業者に 対する件	特定アルミ缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨 を合意していた。	203億9196万円 (103億5671万円~ 100億3525万円)	2	第3条後 段	元. 9. 26
8	元 (措) 8	特定スチール缶 の製造販売業者 に対する件	特定スチール缶の製造販売業者が、安値に より商権を奪い合わず、販売価格を維持する 旨を合意していた。	53億3160万円 (33億5276万円~ 19億7884万円)	2	第3条後 段	元. 9. 26
9	元 (措) 9	東日本地区に所 在する地方公共 団体が発注する 特定活性炭の販 売業者に対する 件	東日本地区に所在する地方公共団体発注の 特定活性炭の販売業者が、供給予定者を決定 し、供給予定者が供給できるようにしてい た。	3億2927万円 (1億6143万円~ 688万円)	13	第3条後段	元. 11. 22
10	元 (措) 10	近畿地区に所在 する地方公共団 体が発注する特 定粒状活性炭の 販売業者に対す る件	近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が,供給予定者を決定し,供給予定者が供給できるようにしていた。	1億533万円 (3283万円〜 142万円)	9	第3条後 段	元. 11. 22
11	2 (措) 1	カルバン錠の販 売業者らに対す る件	カルバン錠の販売業者又は製造販売業者で ある鳥居薬品㈱と日本ケミファ㈱が,仕切価 を合わせる旨を合意していた。	287万円	1	第3条後 段	2. 3. 5
		É	計	692億7560万円	43		

⁽注) 排除措置命令を行っていない課徴金納付命令対象事業者を含む。

第4-2表 令和元年度法的措置(確約計画の認定)一覧表

一連番号	事件番号	件名	内 容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
1	元 (認) 1	楽天㈱に対する 件	公正取引委員会は、楽天㈱に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。 ○ 楽天㈱は、自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において、当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。	1	第19条 (一般指定第12項)	元. 10. 25
2	2 (認) 1	日本メジフィジックス㈱に対する件	公正取引委員会は、日本メジフィジックス㈱に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。 ア 富士フイルムRIファーマ㈱(以下第4-2表において「FRI」という。)が、フルデオキシグルコース(以下第4-2表において「FDG」という。)の製造販売業への新規参入に当たり、FDGの卸売を行う(公社)日本アイソトープ協会(以下第4-2表において「協会」という。)を通じて、全国一律価格ではなく、配達地域に応じた複数の価格(以下第4-2表において「地域別価格」という。)で同社が製造するFDGを販売しようとしていたところ、日本メジフィジックス㈱は、平成29年5月頃、協会に対し、FRIと地域別価格によるFDGの取引をした場合には、自社が製造するFDG等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。イ 日本メジフィジックス㈱は、平成29年5月頃以降、FRIがFDGの自動投与装置(以下第4-2表において、「特定自動投与装置(以下第4-2表において、「特定自動投与装置」という。)の導入があり得、FRIが果りを装置において、自社が製造販売業者と共同開発したFDGの自動投与装置(以下第4-2表において、自社が製造販売するFDGを使用できる可能性があったにもかかわらず、明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。ウ 日本メジフィジックス㈱は、平成29年5月頃、FRIが製造販売するFDGを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するFDGを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するFDGの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し、以後、当該方針に沿って依頼を拒否していた。	1	第3条前段 第19条 (一 般指定第14 項)	2. 3. 11
			合 計	2		

⁽注) 一般指定とは,不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

第5表 課徴金制度の運用状況(注1)

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0무
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万月
61年度	32	2億7554万月
62年度	54	1億4758万月
63年度	84	4億1899万F
平成元年度	54	8億349万月
2年度	175	125億6214万月
3年度	101	19億7169万月
4年度	135	26億8157万月
5年度	406	35億5321万月
6年度	512	56億6829万日
7年度	741	64億4640万日
8年度	368	74億8616万月
9年度	369	(注2) 28億2322万F
10年度	576	31億4915万万
11年度	335	54億5891万万
12年度	719	85億1668万日
13年度	248	21億9905万万
14年度	561	43億3400万
15年度	468	(注3) 38億6712万月
16年度	219	111億5029万月
17年度	399	188億7014万
18年度	158	92億6367万
19年度	162	112億9686万万
20年度	87	(注4) 270億2546万月
21年度	106	(注5) 360億7471万月
22年度	156	720億8706万月
23年度	277	(注6, 7, 8, 9) 401億4020万円
24年度	113	(注10)248億7549万日
25年度	(注11) 180	(注11) 302億167万円
26年度	128	(注12) 170億6108万F
27年度	31	(注13)85億725万月
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万月
令和元年度	37	692億7560万日
合計	8,864	4688億6369万円

⁽注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

⁽注2) 平成15年9月12日,協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について,審決認定(平成10年3月11日, 課徴金額1934万円)の課徴金額のうち967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された(同判

決は確定した。)。

- (注3) 平成16年2月20日, 土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について,審決認定(平成15年6月13日,課徴金額586万円)の課徴金額のうち302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された(同判決は確定した。)。
- (注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令(平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円)のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注5) 平成21年11月9日,日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令(平成21年8月27日,37億6320万円),日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令(平成21年8月27日,32億1838万円)及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令(平成21年8月27日,16億4450万円)のうち,平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第1項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円,31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。
- (注6) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令(平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円)のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。
- (注7) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令(平成23年6月22日、 課徴金額2億2216万円)のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注8) 日本トイザらス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令(平成23年12月13日、 課徴金額3億6908万円)のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注9) ㈱エディオンに対する審判事件について、令和元年10月2日、課徴金納付命令(平成24年2月16日、課 徴金額40億4796万円)のうち、30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注10) NTN㈱に対する審判事件について,令和元年11月26日,課徴金納付命令(平成25年3月29日,課徴金額72億3107万円)のうち,72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すとともに平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。
- (注11) 加藤化学㈱に対する審判事件について、令和元年9月30日、加藤化学㈱に対する課徴金納付命令(平成25年7月11日、課徴金額4116万円)を取り消す旨の審決を行った。
- (注12) ダイレックス㈱に対する審判事件について、令和2年3月25日、課徴金納付命令(平成26年6月5日、 課徴金額12億7416万円)のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注13) 松尾電機㈱による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課 徴金納付命令(平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円)のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部 分を取り消す旨の判決が言い渡された(同判決は確定した。)。

第2 法的措置等

令和元年度においては、13件について法的措置(排除措置命令11件、確約計画の認定2件)を採った。排除措置命令11件の違反法条をみると、独占禁止法第3条後段(不当な取引制限の禁止)違反9件及び同法第19条(不公正な取引方法の禁止)違反2件となっている。また、確約計画の認定2件の関係法条をみると、同法第3条前段(私的独占の禁止)等1件及び同法第19条(不公正な取引方法の禁止)1件となっている。

これら13件の概要は次のとおりである。

排除措置命令及び課徴金納付命令等

- (1) 独占禁止法第3条後段違反事件
 - ア 炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠(注1)の後発医薬品の製造業者に対する件(令 和元年(措)第1号)

排除措置年月日	違反法条
元. 6. 4	独占禁止法第3条後段

(注1) 「炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠」とは、高リン血症の改善に用いられる、炭酸ランタン水和物を有効成分とする口腔内崩壊錠をいう。

(7) 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措 置命令	課徴金額
1	コーアイセイ(株)	山形市若葉町13番45号	代表取締役 廣野 敏博	0	137万円
2	日本ケミファ㈱	東京都千代田区岩本町二丁 目2番3号	代表取締役 山口 一城		_
	合計			1社	137万円

- (注2) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。
- (注3)表中の「一」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
- (注4) 違反事業者名について,以下「㈱」の記載を省略する。

(違反行為の概要

- a la 日本ケミファは、コーアイセイに対し、自社製品とする炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品(以下「後発炭酸ランタンOD錠」という。)の全量を製造委託することとしていたところ、コーアイセイ及び日本ケミファの2社(以下アにおいて「2社」という。)は、平成30年6月20日、後発炭酸ランタンOD錠について安売りはしない旨を相互に確認した。
 - (b) 日本ケミファは、平成30年7月20日、コーアイセイに対して、自社製品とする後発炭酸ランタンOD錠の仕切価(注5)を提示した上、これを目途にコーアイセイが自社製品とする後発炭酸ランタンOD錠の仕切価を合わせるよう依頼した。
 - (c) コーアイセイは、前記 (l) の依頼に応じ、平成30年8月上旬、日本ケミファに対し、自社製品とする後発炭酸ランタンOD錠の仕切価を前記 (l) により日本ケミファから提示された価格を目途とする旨を回答した。
- b 前記 a により、2 社は、遅くとも平成30年8月上旬までに、後発炭酸ランタン OD錠の仕切価について、低落を防止し自社の利益の確保を図るため、日本ケミファが同年7月20日にコーアイセイに対して提示した価格を目途とする旨を合意した。
- c 2社は、前記bの合意をすることにより、公共の利益に反して、我が国における後発炭酸ランタンOD錠の販売分野における競争を実質的に制限していた。 (注5)「仕切価」とは、卸売業者向け販売価格をいう。

り 排除措置命令の概要

- a コーアイセイは、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (a) 前記(f) b の合意が消滅していることを確認すること。
 - (b) 今後,他の事業者と共同して,後発炭酸ランタンOD錠の仕切価を決定せず,自主的に決めること。
 - (c) 今後,他の事業者と,後発炭酸ランタンOD錠の仕切価に関して情報交換を 行わないこと。
- b コーアイセイは、前記 a に基づいて採った措置を、日本ケミファに通知すると

ともに、自社の取引先である後発炭酸ランタンOD錠の卸売業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

- c コーアイセイは、今後、他の事業者と共同して、後発炭酸ランタンOD錠の仕 切価を決定してはならない。
- d コーアイセイは、今後、他の事業者と、後発炭酸ランタンOD錠の仕切価に関する情報交換を行ってはならない。

② 課徴金納付命令の概要

コーアイセイは、令和2年1月6日までに、137万円を支払わなければならない。

イ 舗装用改質アスファルト (注1) の製造販売業者に対する件(令和元年(措)第2 号)

排除措置年月日	違反法条
元. 6. 20	独占禁止法第3条後段

(注1) 「舗装用改質アスファルト」とは、ストレートアスファルト(原油を常圧蒸留装置、減圧蒸留装置等にかけて得られる残留瀝青物質をいう。)に熱可塑性エラストマー、ゴム、熱可塑性樹脂等の改質材を加えるなどして、性状を変化させたアスファルトのうち、道路等の舗装に用いるアスファルト合材の素材となるものをいう。

(7) 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	ニチレキ(株)	東京都千代田区九段北四丁目 3番29号	代表取締役 小幡 学	0	25億7775万円
2	日進化成㈱	東京都新宿区神楽坂一丁目15 番地	代表取締役 伊藤 厚志	0	5億6323万円
3	東亜道路工業㈱	東京都港区六本木七丁目3番7 号	代表取締役 森下 協一	_	_
		2社	31億4098万円		

- (注2) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。
- (注3) 表中の「一」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
- (注4) 違反事業者名について,以下「㈱」の記載を省略する。

(4) 違反行為の概要

- a ニチレキ,日進化成及び東亜道路工業の3社(以下イにおいて「3社」という。)は,遅くとも平成24年3月23日以降,舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の低落を防止し自社の利益の確保を図るため,共同して舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意の下に,舗装用改質アスファルトの原材料であるストレートアスファルトの仕入価格の大幅な変動が見込まれる場合等に,3社の営業責任者等による会合を開催するなどして,舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等を決定するなどしていた。
- b 3社は、前記 a の合意をすることにより、公共の利益に反して、我が国における舗装用改質アスファルトの販売分野における競争を実質的に制限していた。

り 排除措置命令の概要

- a ニチレキ及び日進化成の2社(以下イにおいて「2社」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - 』 前記 (a の合意が消滅していることを確認すること。
 - (b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を決定せず、自主的に決めること。
 - (c) 今後、相互に、又は他の事業者と、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格に関する情報交換を行わないこと。
- b 2社は、それぞれ、前記 a に基づいて採った措置を、自社を除く違反事業者、 自社の舗装用改質アスファルトの需要者及び自社の舗装用改質アスファルトの取 引先である販売業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c 2 社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を決定してはならない。
- d 2 社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- e 2社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - 自社の従業員に対する、自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底
 - 制 舗装用改質アスファルトの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての, 舗装用改質アスファルトの販売に関わる役員及び営業担当者に対する定期的な 研修及び法務担当者による定期的な監査

② 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、令和2年1月21日までに、それぞれ前記りの表の「課徴金額」欄記載の額(総額31億4098万円)を支払わなければならない。

励 舗装用改質アスファルトの製造販売業者ら5社に対する注意について

a 注意の相手方

番号	事業者名	本店の所在地	代表者
1	大林道路㈱	東京都千代田区神田猿楽町二丁	代表取締役
2	三徳アスリード㈱(注5)	目8番8号 大阪市淀川区新高四丁目4番10号	福本 勝司 代表取締役 林 宏幸
3	昭和瀝青工業㈱	兵庫県姫路市北条口四丁目26番 地	代表取締役 濱本 博司
4	竹中産業㈱	東京都千代田区鍛冶町一丁目5番 5号	代表取締役 竹中 繁夫
5	ユニ石油(㈱	東京都港区元赤坂一丁目7番8号	代表取締役 南 友和

(注5) 三徳アスリード㈱は、平成30年7月1日付けで、三徳商事㈱から舗装用改質アスファルトの 販売に係る事業を承継した者である。

b 行為の概要

本件審査の過程において、3社が決定した舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等について、前記a記載の5社が、一部の地区において、3社と話し合っていた行為が認められた。

c 注意の概要

公正取引委員会は、前記 b の行為は独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定の違反につながるおそれがあるものとして、前記 a 記載の5社に対し、注意を行った。

- ウ 東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業(注1)の見積り合わせ(注
 - 2) 参加業者に対する件(令和元年(措)第4号)

排除措置年月日	違反法条
元. 7. 11	独占禁止法第3条後段

- (注1) 「排水処理施設運転管理作業」とは、浄水場の浄水処理過程で発生する沈殿物を脱水処理する機械の運転管理等の作業をいう。
- (注2) ここでいう「見積り合わせ」とは、公告により希望申請要件を付して見積り合わせに参加する者を募り、当該要件を満たす者の中から当該見積り合わせ参加業者を指名して実施する見積り合わせをいう。

(7) 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措 置命令	課徴金額
1	月島テクノメンテ サービス(株)	東京都江東区佐賀一丁目3番7 号	代表取締役 渡邊 彰彦	0	6153万円
2	石垣メンテナンス (株)	東京都千代田区丸の内一丁目 6番5号	代表取締役 石垣 真	0	1265万円
3	日本メンテナスエ ンジニヤリング(株)	大阪市北区同心一丁目7番14 号	代表取締役 田伏 重成	0	_
4	水ing㈱	東京都港区港南一丁目7番18 号	代表取締役 中川 哲志	_	_
	合計				7418万円

- (注3) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。
- (注4) 表中の「一」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
- (注5) 違反事業者名について、以下「㈱」の記載を省略する。

(違反行為の概要

月島テクノメンテサービス,石垣メンテナンス,日本メンテナスエンジニヤリング及び水ingの4社(以下「4社」という。)は、遅くとも平成26年3月頃以降、特定運転管理作業(注6)について、受注価格の低落防止等を図るため

- a 』 浄水場ごとに既存業者(見積り合わせが行われる時点で当該浄水場の排水処理施設運転管理作業を請け負っている者をいう。)を受注すべき者(以下「受注予定者」という。)とする
 - 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

- b ② 受注予定者が提示する見積価格は、受注予定者が定める
 - ◎ 受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した価格以上の見積価格を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、4社は、公共の利益に反して、特定運転管理作業の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6)「特定運転管理作業」とは、東京都が見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場、玉川 浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管 理作業をいう。

り 排除措置命令の概要

- a 月島テクノメンテサービス,石垣メンテナンス及び日本メンテナスエンジニヤリングの3社(以下ウにおいて「3社」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (ⅰ) 前記(√)の行為を取りやめていることを確認すること。
- b 3社は、それぞれ、前記 a に基づいて採った措置を、自社を除く 2社及び東京都に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について、受注予定者を決定してはならない。

[1] 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、令和2年2月12日までに、それぞれ前記のあ表の「課徴金額」欄記載の額(総額7418万円)を支払わなければならない。

財 東京都知事に対する改善措置要求等について

a 入札談合等関与行為の概要

- a 金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長は、特定運転管理作業のうち金町 浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成26年度の契約に係る見積り 合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、 見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価(注7)に関する情報を教示 していた。
- ⑤ 金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長(注8)は、特定運転管理作業の うち金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成27年度の契約に係 る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者 に対し、見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示 していた。
- (c) 朝霞浄水管理事務所の技術課排水処理係主任は、特定運転管理作業のうち朝 霞浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成27年度の契約に係る見積

り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対 し、見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示して いた。

- (注7)「予定単価」とは、東京都が予定価格として設定する契約項目ごとの単価をいう。
- (注8) 前記(4)の排水処理係長が異動した後に、同係長の役職に就いた者

b 改善措置要求等の概要

東京都の職員による前記 a の行為は、入札談合等関与行為防止法第 2 条第 5 項第 3 号(発注に係る秘密情報の漏えい)の規定に該当し、同項に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、東京都知事に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記aと同様の行為が行われないよう、前記aの行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

また、東京都知事に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った 調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表 するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す 観点から、東京都知事に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

助 東京都水道局に対する申入れについて

a 行為の概要

本件の調査の過程において,前記は a の入札談合等関与行為以外にも,東京都の職員が,次の行為を行っていた事実が認められた。

- 国 三郷浄水場の排水処理担当係長は、三郷浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成22年度以前のいずれかの契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。
- (b) 金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長(注9)は、金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成23年度から平成25年度までの各年度の契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。
- (c) 金町浄水管理事務所の技術課排水処理係主任は、金町浄水場の排水処理施設 運転管理作業について、平成26年度の契約に係る見積り合わせにおいて、同事 務所の技術課排水処理係長(注9)が、見積り合わせ参加業者のうち特定の事 業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関す る情報を教示した際に、同席していた。
- 国 三園浄水場の課長補佐兼浄水施設係長は、三園浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成24年度の契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

- (e) 経理部契約課の職員は、三園浄水場の排水処理施設運転管理作業について、 平成29年度の契約に係る見積り合わせにおいて、受注者となった事業者の従業 者に対し、見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際、誤って非公 表の予定推定総金額(注10)が記載された書類を含めて交付した。
- (注9) 前記 (a) の排水処理係長と同一人物
- (注10)「予定推定総金額」とは、契約項目ごとの予定単価に作業予定数量を乗じて算出した金額の合計額をいう。

b 申入れの概要

東京都の職員による前記 a の行為は、いずれも入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものである。

よって、公正取引委員会は、東京都水道局に対し、職員に独占禁止法及び入札 談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、見積 り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置 を講ずるよう申し入れた。

エ アスファルト合材 (注1) の製造販売業者に対する件 (令和元年(措) 第6号)

排除措置年月日	違反法条
元. 7. 30	独占禁止法第3条後段

(注1) 「アスファルト合材」とは、石油アスファルトに砕石、砂、石粉等を配合した混合材料をいう。

(7) 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措 置命令	課徴金額
1	前田道路㈱	東京都品川区大崎一丁目11番 3号	代表取締役 今枝 良三	0	127億9780万円
2	大成ロテック㈱	東京都新宿区西新宿八丁目17 番1号	代表取締役 西田 義則	0	60億8607万円
3	鹿島道路㈱	東京都文京区後楽一丁目7番 27号	代表取締役 吉弘 英光	0	58億157万円
4	大林道路㈱	東京都千代田区神田猿楽町二 丁目8番8号	代表取締役 福本 勝司	0	40億8351万円
5	日本道路㈱	東京都港区新橋一丁目6番5号	代表取締役 久松 博三	_	34億3825万円
6	世紀東急工業㈱	東京都港区芝公園二丁目9番3号	代表取締役 平 喜一	0	28億9781万円
7	㈱ガイアート	東京都新宿区新小川町8番27号	代表取締役 山本 健司	0	26億2233万円
8	東亜道路工業㈱	東京都港区六本木七丁目3番7号	代表取締役 森下 協一	0	21億7070万円
9	㈱NIPPO	東京都中央区京橋一丁目19番 11号	代表取締役 吉川 芳和	_	_
			7社	398億9804万円	

- (注2) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。
- (注3) 表中の「一」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
- (注4) 違反事業者名について,以下「㈱」の記載を省略する。

(違反行為の概要

- a 前記 [7] 記載の前田道路、大成ロテック、鹿島道路、大林道路、世紀東急工業、ガイアート及び東亜道路工業の7社(以下「7社」という。)並びに日本道路及びNIPPOの2社(以下7社と併せて「9社」という。)は、かねてから、9社会(注5)を開催するなどして、アスファルト合材の原材料である石油アスファルトの価格動向、各社におけるアスファルト合材の販売価格の引上げ時期や引上げ幅等について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成23年3月頃以降、特定販売価格(注6)の引上げを共同して行っていく旨の合意の下に
 - (a) 9社会において、特定販売価格の引上げの進捗状況や石油アスファルトの価格動向等を踏まえて、更なる特定販売価格の引上げを行っていくか又は既に行っている引上げの取組を継続するかの方針、また、更なる特定販売価格の引上げを行う場合はその引上げ時期や引上げ幅等についての方針を確認し合う
 - (b) 前記(4)の方針に沿って特定販売価格の引上げを行うために、本店から全国の 9社又は特定共同企業体(注7)の合材工場(注8)の自社の工場長等に対し て、近隣の9社又は特定共同企業体の合材工場の工場長等と特定販売価格の引 上げ幅等を地域の状況に応じて調整しながら、特定販売価格の引上げ交渉を行 うよう指示(注9)を行う
 - (c) 全国各地域において、9社又は特定共同企業体の合材工場の自社の工場長等 を通じて、前記(d)の方針に基づき
 - i 近隣の9社若しくは特定共同企業体の合材工場又は特定共同企業体の他の 構成員である9社と前記』の方針を確認し合う
 - ii 近隣の合材工場又は特定共同企業体の他の構成員とアスファルト合材の販売価格の引上げについて情報交換を行う

などして、特定販売価格の引上げ幅等を地域の状況に応じて調整するなどしながら、同業者(注10)、特定共同企業体の構成員及びその他の販売先に対する特定販売価格の引上げを行っていく

などしていた。

- b 9社は, 前記aのほか
 - (a) 9社会において、安値販売により販売数量を拡大している者がいないことを確認し合うために、アスファルト合材の製造数量を発表し合う
 - ⑤ 9社会において、前記 a ② の方針に沿って特定販売価格の引上げを行うために、特定販売価格の引上げが進んでいない地域等に複数の 9 社会の出席者が共に出向くなどして、支店を通じて 9 社又は特定共同企業体の合材工場の自社の工場長等に特定販売価格の引上げを行うよう指導することを確認し合い、当該指導を行う
 - (i) 前記 a の合意が発覚することを防止するため、9 社会で話し合った内容については記録しない又は9 社会で話し合った内容を示す書面等には「用済み破棄」等と注記するなどの対策を講じる

などしていた。

c 9社は、前記 a の合意をすることにより、公共の利益に反して、我が国におけ

- るアスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限していた。
- (注5)「9社会」とは、9社の本店の主にアスファルト合材の製造販売を担当する部課長級の者による会合をいう。
- (注6)「特定販売価格」とは、9社又は後記(注7)の特定共同企業体が販売するアスファルト合材の販売価格をいう。
- (注7)「特定共同企業体」とは、9社のいずれかを構成員とする共同企業体をいう。
- (注8)「合材工場」とは、アスファルト合材の製造拠点等(アスファルト合材の製造設備を持たずに販売のみを行っている拠点を含む。)をいう。
- (注9) 9社は、それぞれ、アスファルト合材の販売方針を本店において決定し、本店の主にアスファルト合材の製造販売事業を統括する部署の部長級の者から当該方針を支店に指示していたほか、自社の合材工場及び自社を構成員とする共同企業体の合材工場の自社の工場長等に直接指示することもあった。支店は、これらの合材工場の自社の工場長等が本店の方針に沿って販売活動を行うよう、これらの合材工場の自社の工場長等に指示していた。
- (注10)「同業者」とは、自社以外のアスファルト合材の製造販売業者をいう。

り 排除措置命令の概要

- a 7社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (a) 前記(l) a の合意が消滅していることを確認すること。
 - (b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、アスファルト合材の 販売価格を決定せず、自主的に決めること。ただし、自社を構成員とする共同 企業体の他の構成員と共同して、当該共同企業体におけるアスファルト合材の 販売価格を決定する場合は、この限りでない。
 - (c) 今後、相互に、又は他の事業者と、アスファルト合材の販売価格に関する情報交換(自社を構成員とする共同企業体を通じた当該共同企業体の他の構成員との当該情報交換を含む。)を行わないこと。ただし、自社を構成員とする共同企業体の他の構成員と、当該共同企業体におけるアスファルト合材の販売価格に関する情報交換を行う場合は、この限りでない。
- b 7社は、それぞれ、前記 a に基づいて採った措置を、9社のうち自社を除く8 社に通知するとともに、自社(自社を構成員とする共同企業体を含む。)のアス ファルト合材の取引先に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければなら ない。
- c 7社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、アスファルト合材の販売価格を決定してはならない。ただし、前記 a (b) ただし書の場合は、この限りでない。
- d 7社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、アスファルト合材の販売価格に関する情報交換(自社を構成員とする共同企業体を通じた当該共同企業体の他の構成員との当該情報交換を含む。)を行ってはならない。ただし、前記aにただし書の場合は、この限りでない。
- e 前田道路は、次の個、個及び個の事項を行うために必要な措置を、大成ロテックは、次の個及び個の事項を行うために必要な措置を、鹿島道路、大林道路及び世紀東急工業は、次の個から個までの事項を行うために必要な措置を、ガイアートは、次の個から個までの事項を行うために必要な措置を、東亜道路工業は、次の個の事項を行うために必要な措置を、それぞれ、講じなければならない。
 - 自社(自社を構成員とする共同企業体を含む。)の商品の販売活動に関する

独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び自社の従業員に対する周知徹 底

- (c) 前記 a (c) ただし書の場合を除いてアスファルト合材の販売価格に関する同業者との情報交換を行っていないことを適切に監視するための体制の整備
- 働 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを 定める規程の作成
- f 7社は、それぞれ、前記c及びdで命じた措置の実効を確保するため、平成23年3月1日以降平成27年1月27日までの間に9社会に出席したことがある者をアスファルト合材の販売に関する業務(自社を構成員とする共同企業体における当該業務を含む。)から速やかに配置転換するなどし、今後5年間当該業務に従事させてはならない。また、7社は、それぞれ、このことを取締役会において決議しなければならない。

[1] 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、令和2年3月2日までに、それぞれ前記のの表の「課徴金額」欄記載の額(総額398億9804万円)を支払わなければならない。

オ 飲料用アルミ缶及びスチール缶の製造販売業者らに対する件(令和元年(措)第7 号・第8号)

排除措置年月日	違反法条
元. 9. 26	独占禁止法第3条後段

(7) 関係人

a 特定アルミ缶(注1)

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措 置命令	課徴金額
1	ユニバーサル製缶 ㈱	東京都文京区後楽一丁目4番 25号	代表取締役 内藤 英一	0	103億5671万円
2	東洋製罐㈱(注2)	東京都品川区東五反田二丁目 18番1号	代表取締役 本多 正憲	0	100億3525万円
3	大和製罐㈱	東京都千代田区丸の内二丁目 7番2号	代表取締役 山口 裕久	_	_
4	東洋製罐グループ ホールディングス ㈱ (注2)	東京都品川区東五反田二丁目 18番1号	代表取締役 大塚 一男		_
		合計		2社	203億9196万円

- (注1)「特定アルミ缶」とは、別表1の交渉窓口会社が調達に係る交渉を行うビール大手4社等向けの飲料用アルミ缶をいう。
- (注2) 東洋製罐グループホールディングス㈱は、平成25年3月31日までは特定アルミ缶の製造販売に係る事業を営んでいたが、同年4月1日に当該事業の全てを東洋製罐㈱に承継させたものである。
- (注3) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注4) 表中の「一」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

b 特定スチール缶(注5)

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措 置命令	課徴金額
1	北海製罐㈱	北海道小樽市色内三丁目1番1 号	代表取締役 池田 孝資	0	33億5276万円
2	東洋製罐㈱(注6)	東京都品川区東五反田二丁目 18番1号	代表取締役 本多 正憲	0	19億7884万円
3	大和製罐㈱	東京都千代田区丸の内二丁目 7番2号	代表取締役 山口 裕久	_	_
4	東洋製罐グループ ホールディングス ㈱ (注6)	東京都品川区東五反田二丁目 18番1号	代表取締役 大塚 一男	_	_
		2社	53億3160万円		

- (注5)「特定スチール缶」とは、別表2の交渉窓口会社が調達に係る交渉を行うビール大手4社等向 けの飲料用スチール缶をいう。
- (注6) 東洋製罐グループホールディングス㈱は、平成25年3月31日までは特定スチール缶の製造販売 に係る事業を営んでいたが、同年4月1日に当該事業の全てを東洋製罐㈱に承継させたものである。
- (注7) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。
- (注8) 表中の「-」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
- (注9) 特定アルミ缶及び特定スチール缶に係る違反事業者名について,以下「㈱」の記載を省略する。

(別表1) 特定アルミ缶に係る交渉窓口会社及び特定購入会社

番	交渉窓	口会社	特定購入	入会社		
号	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地		
			アサヒグループホール	東京都墨田区吾妻橋		
1	アサヒグループホール	東京都墨田区吾妻橋一	ディングス㈱(注11)	一丁目23番1号		
1	ディングス㈱(注11)	丁目23番1号	アサヒ飲料㈱	東京都墨田区吾妻橋		
			7 9 C BA 7 (M)	一丁目23番1号		
			アサヒビール㈱(注	東京都墨田区吾妻橋		
2	アサヒビール㈱(注	東京都墨田区吾妻橋一	12)	一丁目23番1号		
4	12)	丁目23番1号	アサヒ飲料㈱	東京都墨田区吾妻橋		
			7 9 L BA17 (11)	一丁目23番1号		
			麒麟麦酒㈱	東京都中野区中野四		
			成共成4久1日(四)	丁目10番2号		
3	キリン㈱(注13)	東京都中野区中野四丁	キリンディスティラ	静岡県御殿場市柴怒		
	1 7 2 (1/1) (1110)	目10番2号	リー(株)	田970番地		
			キリンビバレッジ㈱	東京都千代田区神田		
			170070000	和泉町1番地		
4	サッポロビール(株)	東京都渋谷区恵比寿四	サッポロビール㈱	東京都渋谷区恵比寿		
4) / N L / (M)	丁目20番1号) / N L / (M)	四丁目20番1号		
	サントリーMONOZ	東京都港区台場二丁目3	サントリーMONOZ	東京都港区台場二丁		
5	UKURIエキスパー	番3号	UKURIエキスパー	目3番3号		
	ト(株) (注14)	·田 0 7/	ト(株) (注14)	日の眠り力		

- (注10)「事業者名」欄及び「本店の所在地」欄の内容は、平成31年4月30日時点のものである。
- (注11) アサヒグループホールディングス㈱は、平成23年7月1日、商号をアサヒビール㈱から現商号に変更した者である。
- (注12) アサヒビール(㈱は、平成23年7月1日、商号をアサヒグループホールディングス(㈱から現商号に変更した者である。

- (注13) キリン(株は、平成23年1月1日、キリンビジネスエキスパート(株)からキリングループオフィス (株に、平成25年1月1日、キリングループオフィス(株)から現商号に、商号を変更した者である。
- (注14) サントリーMONOZUKURIエキスパート㈱は、平成29年4月1日、商号をサントリービジネスエキスパート㈱から現商号に変更した者である。

(別表2) 特定スチール缶に係る交渉窓口会社及び特定購入会社

番	交渉窓	口会社	特定購入会社		
号	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地	
1	アサヒグループホール	東京都墨田区吾妻橋一	アサヒグループホール	東京都墨田区吾妻橋	
1	ディングス㈱(注16)	丁目23番1号	ディングス㈱(注16)	一丁目23番1号	
2	アサヒビール㈱(注	東京都墨田区吾妻橋一	アサヒビール㈱(注	東京都墨田区吾妻橋	
4	17)	丁目23番1号	17)	一丁目23番1号	
	キリン(株) (注18)	東京都中野区中野四丁	麒麟麦酒㈱	東京都中野区中野四	
3			殿 麻 友 伯 (M)	丁目10番2号	
3	イリン(物 (任10)	目10番2号	キリンビバレッジ㈱	東京都千代田区神田	
			イサンにハレッン(柄)	和泉町1番地	
4	サッポロビール(株)	東京都渋谷区恵比寿四	サッポロビール㈱	東京都渋谷区恵比寿	
4	у У Л L — /V(M)	丁目20番1号	у У Л L — /V(M)	四丁目20番1号	
	サントリーMONOZ	東京都港区台場二丁目3	サントリーMONOZ	東京都港区台場二丁	
5	UKURIエキスパー	■ 果尔印伦 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	UKURIエキスパー	果尔郁伦区口物————————————————————————————————————	
	ト㈱ (注19)	笛のク	ト㈱ (注19)	日のぼりケ	

- (注15)「事業者名」欄及び「本店の所在地」欄の内容は、平成31年4月30日時点のものである。
- (注16) アサヒグループホールディングス㈱は、平成23年7月1日、商号をアサヒビール㈱から現商号に変更した者である。
- (注17) アサヒビール㈱は、平成23年7月1日、商号をアサヒグループホールディングス㈱から現商号に変更した者である。
- (注18) キリン(株は、平成23年1月1日、キリンビジネスエキスパート(株)からキリングループオフィス (株に、平成25年1月1日、キリングループオフィス(株)から現商号に、商号を変更した者である。
- (注19) サントリーMONOZUKURIエキスパート㈱は、平成29年4月1日、商号をサントリービジネスエキスパート㈱から現商号に変更した者である。

(違反行為の概要

a 特定アルミ缶

- (a) ユニバーサル製缶, 東洋製罐, 大和製罐及び東洋製罐グループホールディングスの4社は, 遅くとも平成22年5月頃以降(東洋製罐グループホールディングスにあっては平成25年3月31日までの間, 東洋製罐にあっては同年4月1日以降), 特定アルミ缶について, 安値により商権(注20)を奪い合わず, 販売価格を維持する旨の合意の下に
 - i 前記 別別表1の「交渉窓口会社」欄記載の事業者に見積価格を提示する場合には、商権を奪うような低い見積価格を提示せず、必要に応じて、見積価格等に関する情報交換又は調整を行う
 - ii 特定アルミ缶の原材料価格等が変動した場合には、特定アルミ缶の販売価格の改定の方針を決定するとともに、当該販売価格の改定幅、改定時期等に関する情報交換又は調整を行う

などしていた。

□ これら4社は、前記□の合意をすることにより、公共の利益に反して、特定 アルミ缶の販売分野における競争を実質的に制限していた。

b 特定スチール缶

- 1 北海製罐,東洋製罐,大和製罐及び東洋製罐グループホールディングスの4 社は,遅くとも平成22年6月頃以降(東洋製罐グループホールディングスに あっては平成25年3月31日までの間,東洋製罐にあっては同年4月1日以降), 特定スチール缶について,安値により商権を奪い合わず,販売価格を維持する 旨の合意の下に
 - i 前記 別 別表 2 の「交渉窓口会社」欄記載の事業者に見積価格を提示する場合には、商権を奪うような低い見積価格を提示せず、必要に応じて、見積価格等に関する情報交換又は調整を行う
 - ii 特定スチール缶の原材料価格が変動した場合には、特定スチール缶の販売 価格の改定の方針を決定するとともに、当該販売価格の改定幅、改定時期等 に関する情報交換又は調整を行う

などしていた。

- □ これら4社は、前記□の合意をすることにより、公共の利益に反して、特定スチール缶の販売分野における競争を実質的に制限していた。
- (注20)「商権」とは、違反事業者がそれぞれ前記 ① 別表 1 又は別表 2 の「特定購入会社」欄記載の事業者に特定アルミ缶又は特定スチール缶を販売する取引をいう。

り排除措置命令の概要

前記りの違反行為ごとに、それぞれ、次のとおり排除措置命令を行った。

- a 排除措置命令の対象事業者(以下オにおいて「名宛人」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (4) 前記(()の合意が消滅していることを確認すること。
 - (b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定アルミ缶又は特定スチール缶について、安値により商権を奪い合わずに販売価格を維持する行為を行わず、自主的に、取引を行い、販売価格を決定すること。
 - (c) 今後、相互に、又は他の事業者と、特定アルミ缶又は特定スチール缶の見積 価格及び販売価格に関する情報交換を行わないこと。
- b 名宛人は、それぞれ、前記 a に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人及び 大和製罐に通知するとともに、前記 5 別表 1 又は別表 2 の「交渉窓口会社」及び 「特定購入会社」欄記載の事業者(キリン㈱にあっては、キリンホールディング ス㈱)に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、 特定アルミ缶又は特定スチール缶について、安値により商権を奪い合わずに販売 価格を維持する行為を行ってはならない。
- d 名宛人は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、特定アルミ缶又は特定スチール缶の見積価格及び販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- e 名宛人は、それぞれ、特定アルミ缶又は特定スチール缶の販売活動に関する独 占禁止法の遵守についての、当該商品の営業に関わる自社の役員及び従業員に対 する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を 講じなければならない。

② 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、令和2年4月27日までに、それぞれ前記 🖺 a 及 び b の表の「課徴金額」欄記載の額 (総額257億2356万円) を支払わなければならない。

(計) 食缶の製造販売業者に対する注意について

大和製罐, 東洋製罐及び北海製罐の3社が, 食缶(食品〔飲料を除く。〕又はペットフードの缶詰の容器として用いられる金属缶をいう。)の取引に関して, 価格に関する情報交換等を行っていた事実が認められたことから, 公正取引委員会は, 当該行為が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定の違反につながるおそれがあるものとして, これら3社に対し, 注意を行った。

カ 東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭の販売業者に対する件(令和元年(措)第9号・第10号)

排除措置年月日	違反法条
元. 11. 22	独占禁止法第3条後段

7 関係人

a 特定活性炭(注1)(東日本地区)

a	村足冶区灰(左))(宋日本地区)				
番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措 置命令	課徴金額
1	本町化学工業㈱	東京都足立区中央本町一丁目 2番11号	代表取締役 寺沢 伸郎	0	1億6143万円
2	フタムラ化学㈱	名古屋市中村区名駅二丁目29 番16号	代表取締役 長江 泰雄	0	3068万円
3	日本エンバイロケ ミカルズ(株)				
4	大阪ガスケミカル ㈱ (注2)	大阪市西区千代崎三丁目南2 番37号	代表取締役 渡部	0	2608万円
5	水ing㈱	東京都港区港南一丁目7番18 号	代表取締役 中川 哲志	0	2213万円
6	クラレケミカル(株)			_	_
7	㈱クラレ (注3)	岡山県倉敷市酒津1621番地	代表取締役 伊藤 正明	0	2155万円
8	ダイネン(株)	兵庫県姫路市飾磨区中島3001 番地	代表取締役 増田 哲彦	0	1990万円
9	幸商事㈱	東京都中央区新川一丁目17番 25号	代表取締役 中澤 祐喜	0	1360万円
10	太平化学産業㈱	大阪市中央区東高麗橋1番16 号	代表取締役 吉川 正彦	0	1141万円
11	カルゴンカーボン ジャパン(株)	東京都千代田区大手町一丁目 1番3号	代表清算人 石川 智章	_	853万円
12	朝日沪過材㈱	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町 一丁目1番地の1	代表取締役 肥田 祐輔	0	708万円
13	㈱エーシーケミカ ル	千葉県流山市美原三丁目89番 地の3	代表取締役 岡田 隆治	0	688万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措 置命令	課徴金額
14	㈱サンワ	福岡市城南区別府二丁目14番 8号	代表取締役 田代 英宏	0	
15	㈱ツルミコール	横浜市鶴見区寛政町25番3号	代表取締役 堀田 靖則	0	_
16	16 セラケム㈱ 広島県世羅郡世羅町大字本郷 954番地の1		代表取締役 忍田 博	_	_
	合計 12社 3億2927万円				3億2927万円

- (注1)「特定活性炭」とは、東日本地区に所在する地方公共団体(55団体。以下同じ。)が入札等の方法により発注する、東日本地区の特定浄水場等(126施設。以下同じ。)向けの活性炭をいう。
- (注2) 大阪ガスケミカル㈱は、平成27年4月1日に番号3の日本エンバイロケミカルズ㈱を吸収合併した者である。このため、日本エンバイロケミカルズ㈱がした違反行為については大阪ガスケミカル㈱が行ったものとして同社に課徴金の納付を命じている。
- (注3) ㈱クラレは、平成29年1月1日に番号6のクラレケミカル㈱を吸収合併した者である。このため、クラレケミカル㈱がした違反行為については㈱クラレが行ったものとして同社に課徴金の納付を命じている。
- (注4) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。
- (注 5) 表中の「-」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

b 特定粒状活性炭(注6)(近畿地区)

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措 置命令	課徴金額
1	本町化学工業㈱	東京都足立区中央本町一丁目 2番11号	代表取締役 寺沢 伸郎	0	3283万円
2	クラレケミカル(株)			_	_
3	㈱クラレ (注7)	岡山県倉敷市酒津1621番地	代表取締役 伊藤 正明	0	2721万円
4	日本エンバイロケ ミカルズ(株)			-	_
5	大阪ガスケミカル ㈱(注8)	大阪市西区千代崎三丁目南2 番37号	代表取締役 渡部 吉彦	0	2002万円
6	カルゴンカーボン ジャパン(株)	東京都千代田区大手町一丁目 1番3号	代表清算人 石川 智章	_	1418万円
7	ダイネン(株)	兵庫県姫路市飾磨区中島3001 番地	代表取締役 増田 哲彦	0	451万円
8	幸商事㈱	東京都中央区新川一丁目17番 25号	代表取締役 中澤 祐喜	0	332万円
9	朝日沪過材㈱	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町 一丁目1番地の1	代表取締役 肥田 祐輔	0	184万円
10	フタムラ化学㈱	名古屋市中村区名駅二丁目29 番16号	代表取締役 長江 泰雄	0	142万円
11	㈱サンワ	福岡市城南区別府二丁目14番 8号	代表取締役 田代 英宏	0	_
		合計		8社	1億533万円

- (注6)「特定粒状活性炭」とは、近畿地区に所在する地方公共団体(6団体。以下同じ。)が入札の方法により発注する、近畿地区の特定高度浄水処理施設(11施設。以下同じ。)向けの粒状活性炭をいう。
- (注7) ㈱クラレは、平成29年1月1日に番号2のクラレケミカル㈱を吸収合併した者である。このため、クラレケミカル㈱がした違反行為については㈱クラレが行ったものとして同社に課徴金の納付を命じている。

- (注8) 大阪ガスケミカル㈱は、平成27年4月1日に番号4の日本エンバイロケミカルズ㈱を吸収合併した者である。このため、日本エンバイロケミカルズ㈱がした違反行為については大阪ガスケミカル㈱が行ったものとして同社に課徴金の納付を命じている。
- (注9) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。
- (注10) 表中の「-」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
- (注11) 特定活性炭及び特定粒状活性炭に係る違反事業者名について、以下「㈱」の記載を省略する。

(4) 違反行為の概要

a 特定活性炭 (東日本地区)

本町化学工業は、かねてから、特定活性炭について、入札等に係る物件、自社の活性炭(注12)を供給した者、受注者となった窓口業者(注13)、契約数量、落札金額等の情報を管理していたところ(以下、当該情報を記載した年度ごとの一覧表を「入札結果表」という。)、前記 (7) a 記載の16社は、遅くとも平成25年10月24日以降(注14)、特定活性炭について、各社の利益を確保するため

- (a) i 供給予定者(自社の活性炭を供給すべき者をいう。以下,特定活性炭に係る箇所について同じ。)を決定し,供給予定者は本町化学工業を介して供給する
- ii 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する 旨の合意の下に
- (b) i (i) 本町化学工業は、特定活性炭の入札等に先立ち、16社のうち本町化学工業を除く15社(以下「15社」という。)と個別に面談し、15社に対して、本町化学工業が作成した入札結果表を配付する
 - (i) 15社は、本町化学工業に対し、前記(i)の配付された入札結果表に記載の 物件の中から、自社が供給予定者となることを希望するものを伝える
 - □ 本町化学工業は、東日本地区に所在する地方公共団体が入札等に当たり示した特定活性炭の仕様、15社の前記□の希望、入札結果表に記載の特定活性炭の供給実績等を勘案して、15社のいずれかを供給予定者として物件を割り振る
 - ii 窓口業者が提示する入札価格又は見積価格(以下「入札価格等」という。)のうち
 - (i) 供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者若しくは本 町化学工業が単独で、又は両者の協議によるなどして決定する
 - □ 供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等よりも高くなるようにする
 - iii 入札等において前記iiの入札価格等を窓口業者に提示させる
 - iv 本町化学工業は、特定活性炭の各入札等が実施された後、入札結果表を随時更新し、当該入札結果表を、更新日以降に実施される前記 i の行為に用いる

などして,供給予定者を決定し,供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにしていた。

これにより、16社は、公共の利益に反して、特定活性炭の取引分野における競

争を実質的に制限していた。

- (注12)「自社の活性炭」とは、15社のそれぞれが、自社の名称、銘柄、品番、商標等を付した活性炭(幸商事にあっては、キャボット・ノリット・ジャパン㈱の名称、銘柄、品番、商標等を付した活性炭)をいう。
- (注13) 本項における「窓口業者」とは、16社がそれぞれ特定活性炭の入札等に参加させる者をいう。
- (注14) 大阪ガスケミカルにあっては平成27年4月1日以降,クラレにあっては平成29年1月1日以降である。

b 特定粒状活性炭(近畿地区)

前記 🛭 b 記載の11社は、遅くとも平成25年3月22日以降(注15),特定粒状活性炭について、各社の利益を確保するため

- a i 供給予定者(自社の粒状活性炭〔注16〕を供給すべき者をいう。以下,特定粒状活性炭に係る箇所について同じ。)を決定し,供給予定者は本町化学工業を介して供給する
- ii 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する 旨の合意の下に
- li 入札物件ごとに、11社から本町化学工業を除いた10社(以下「10社」という。)の中から
 - i) 納入先施設ごとに供給予定者となる順番をあらかじめ定め、当該順番に 該当する者を供給予定者とする
 - (i) 特定の納入先施設については特定の者を供給予定者とする ことを原則としつつ,本町化学工業と10社のうち一部の者が必要に応じて調整して,10社のうちいずれかの者を当該物件の供給予定者とする
 - ii 窓口業者(注17)が提示する入札価格のうち
 - (i) 供給予定者の窓口業者が提示する入札価格は、供給予定者が単独で、又は供給予定者と本町化学工業との協議によるなどして決定する
 - (i) 供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格は、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格よりも高くなるようにする
 - iii 入札において前記iiの入札価格を窓口業者に提示させる

などして、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにしていた。

これにより、11社は、公共の利益に反して、特定粒状活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していた。

- (注15) クラレにあっては平成29年1月1日以降,大阪ガスケミカルにあっては平成27年4月1日以降,サンワにあっては遅くとも平成26年4月8日以降である。
- (注16)「自社の粒状活性炭」とは、10社のそれぞれが、自社の名称、銘柄、品番、商標等を付した 粒状活性炭(幸商事にあっては、キャボット・ノリット・ジャパン㈱の名称、銘柄、品番、商標 等を付した粒状活性炭)をいう。
- (注17) 本項における「窓口業者」とは、11社がそれぞれ特定粒状活性炭の入札に参加させる者をいう。

り 排除措置命令の概要

公正取引委員会は,前記(Mの違反行為ごとに,次のとおり排除措置命令を行った。

- a 排除措置命令の対象事業者(以下力において「名宛人」という。)は、それぞれ、次の事項を取締役会(サンワにあっては株主総会)において決議しなければならない。
 - (1) 前記(√)の行為を取りやめていることを確認すること。
 - 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、
 - i 特定活性炭については東日本地区の特定浄水場等向けの活性炭
 - ii 特定粒状活性炭については近畿地区の特定高度浄水処理施設向けの粒状活性炭

について, 供給予定者を決定せず, 自主的に供給すること。

- b 名宛人は、それぞれ、前記 a に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人のほか、
 - り 特定活性炭については
 - i 東日本地区に所在する地方公共団体
 - ii 自社の取引先である特定活性炭の販売業者等
 - iii 遅くとも平成25年10月24日以降(注18)に、特定活性炭の入札等に参加していた販売業者等のうち自社が供給する活性炭を取り扱う者
 - (1) 特定粒状活性炭については
 - i 近畿地区に所在する地方公共団体
 - ii 自社の取引先である特定粒状活性炭の販売業者等
 - iii 遅くとも平成25年3月22日以降(注19)に、特定粒状活性炭の入札に参加 していた販売業者等のうち自社が供給する粒状活性炭を取り扱う者

に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

- c 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、 前記 a ll のそれぞれの活性炭について、供給予定者を決定してはならない。
 - (注18) 前記(注14) に同じ。
 - (注19) 前記(注15)に同じ。

(1) 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、令和2年6月23日までに、それぞれ前記 🖺 a 及 び b の表の「課徴金額」欄記載の額(総額4億3460万円)を支払わなければならない。

なお、本町化学工業は、単独で、継続的に、特定活性炭について、15社からなされたそれぞれの供給の希望を受けて、当該15社の供給の希望、東日本地区に所在する地方公共団体が入札等に当たり示した特定活性炭の仕様、供給実績等を勘案して、15社のいずれかを供給予定者として物件を割り振ることにより、15社の取引の相手方を指定していたことが認められたため、独占禁止法第7条の2第8項第2号に該当する者であることから、同項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。

キ カルバン錠(注1)の販売業者らに対する件(令和2年(措)第1号)

排除措置年月日	違反法条
2. 3. 5	独占禁止法第3条後段

(注1) 「カルバン錠」とは、高血圧症の改善に用いられ、「カルバン」の商標で販売されるベバントロール塩酸塩を有効成分とする錠剤をいう。

(7) 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措 置命令	課徴金額
1	鳥居薬品㈱	東京都中央区日本橋本町三 丁目4番1号	代表取締役 松田 剛一	0	287万円
2	日本ケミファ㈱	東京都千代田区岩本町二丁 目2番3号	代表取締役 山口 一城	_	_
	合計 1社 287万円			287万円	

- (注2) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。
- (注3) 表中の「-」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
- (注4) 違反事業者名について、以下「㈱」の記載を省略する。

(違反行為の概要

- a 鳥居薬品及び日本ケミファの2社(以下キにおいて「2社」という。)は、かねてから、薬価改定に伴い改定するカルバン錠の仕切価(注5)に関して情報交換を行っていたところ、遅くとも平成26年3月5日以降、仕切価の低落を防止し自社の利益を確保するため、2社のカルバン錠の仕切価を合わせる旨の合意の下に、薬価改定が行われることとなった場合には2社の営業部課長級の者らによる会合を開催するなどして、カルバン錠の仕切価を同一の価格又はおおむね同一の価格とすることを決定していた。
- b 2社は、前記 a の合意をすることにより、公共の利益に反して、我が国におけるカルバン錠の販売分野における競争を実質的に制限していた。
- (注5)「仕切価」とは、卸売業者向け販売価格をいう。

り 排除措置命令の概要

- a 鳥居薬品は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (a) 前記(f) a の合意が消滅していることを確認すること。
 - (b) 今後,他の事業者と共同して,カルバン錠の仕切価を決定せず,自主的に決めること。
 - (c) 今後,他の事業者と,カルバン錠の仕切価に関して情報交換を行わないこと。
- b 鳥居薬品は、前記 a に基づいて採った措置を、日本ケミファに通知するととも に、自社の取引先であるカルバン錠の卸売業者に通知し、かつ、自社の従業員に 周知徹底しなければならない。
- c 鳥居薬品は、今後、他の事業者と共同して、カルバン錠の仕切価を決定してはならない。
- d 鳥居薬品は、今後、他の事業者と、カルバン錠の仕切価に関する情報交換を 行ってはならない。

- e 鳥居薬品は、次の(a)及び(b)の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - (a) 自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定 及び自社の従業員に対する周知徹底
 - 助 カルバン錠の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、カルバン錠の 販売に関する業務に従事する役員及び従業員に対する定期的な研修及び法務担 当者による定期的な監査

② 課徴金納付命令の概要

鳥居薬品は、令和2年10月6日までに、287万円を支払わなければならない。

(2) 独占禁止法第19条違反事件

ア アップリカ・チルドレンズプロダクツ(同)に対する件(令和元年(措)第3号)

排除措置年月日	違反法条
元. 7. 1	独占禁止法第19条(第2条第9項第4号)

(7) 関係人

名称	所在地	代表者	事業の概要
アップリカ・チルドレ ンズプロダクツ(同)	大阪市中央区島之 内一丁目13番13号	代表社員 エヌダブリュエル・ネザーランズ・ ホールディング・II・ビーヴイー 代表社員職務執行者 前田 英広	育児用品(注 1)の販売業等

⁽注1)「育児用品」とは、ベビーカー、チャイルドシート、ゆりかご、抱っこ紐、おむつ処理器その他の育児に用いる商品をいう。

(違反行為の概要

アップリカ・チルドレンズプロダクツ(同)(以下「アップリカ」という。)は、遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアップリカの育児用品(注2)をアップリカが定める「提案売価」等と称する価格(以下アにおいて「提案売価」という。)で販売するようにさせていた。

- a 提案売価を下回る販売価格(以下「逸脱売価」という。)でアップリカの育児 用品を販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため、次の行 為を行っていた。
 - | 小売業者のアップリカの育児用品の販売価格を自ら定期的に調査していた。

 - 取引先卸売業者及び小売業者から、逸脱売価でアップリカの育児用品を販売 している小売業者に関する苦情を受け付けていた。
- b 前記 a の行為により、逸脱売価でアップリカの育児用品を販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に、提案売価で販売するよう、自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。
- c 前記bの要請にもかかわらず,逸脱売価でアップリカの育児用品を販売し続け

る小売業者に対しては、アップリカの育児用品の出荷を停止し、又は取引先卸売 業者をして当該小売業者に対するアップリカの育児用品の出荷を停止させるなど していた。

(注2)「アップリカの育児用品」とは、アップリカが販売する「Aprica」、「GRACO」又は「BABY JOGGER」の商標が付された育児用品をいう。

り 排除措置命令の概要

- a アップリカは、次の事項を、業務執行の決定機関において確認しなければならない。
 - (1) 前記(1)の行為を行っていないこと。
 - 今後、アップリカの育児用品の販売に関し、前記∜の行為と同様の行為を行わないこと。
- b アップリカは, 前記 a に基づいて採った措置を, 取引先卸売業者及び小売業者 に通知するとともに, 一般消費者に周知し, かつ, 自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c アップリカは、今後、アップリカの育児用品の販売に関し、前記 (の行為と同様の行為を行ってはならない。
- d アップリカは、卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。

イ コンビ(株)に対する件(令和元年(措)第5号)

排除措置年月日	違反法条
元. 7. 24	独占禁止法第19条(第2条第9項第4号)

(7) 関係人

名称	所在地	代表者	事業の概要
コンビ(株)	東京都台東区元浅草二丁目6番7号	代表取締役 五嶋 啓伸	育児用品(注1)の 販売業等

⁽注1)「育児用品」とは、ベビーカー、チャイルドシート、ゆりかご、抱っこ紐、おむつ処理器その他の育児に用いる商品をいう。

(違反行為の概要

コンビ(㈱(以下「コンビ」という。)は、ホワイトレーベル商品(注2)について、かねてから、コンビが定める「提案売価」等と称する価格(以下イにおいて「提案売価」という。)での販売に同意した小売業者に販売を認める方針の下、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者から提案売価で販売する旨の同意を得ていたところ、遅くとも平成27年1月頃以降、ホワイトレーベル商品を提案売価で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより、小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。

(注2)「ホワイトレーベル商品」とは、コンビが販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりか ごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品をいう。

り 排除措置命令の概要

- a コンビは、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 前記(1)の行為を行っていないこと。
- b コンビは、前記 a に基づいて採った措置を、取引先卸売業者及び小売業者に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c コンビは、今後、ベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごの販売に関し、 前記(の行為と同様の行為を行ってはならない。
- d コンビは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - (a) 卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指 針の改定
 - 助 卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

2 確約計画の認定

(1) 独占禁止法第3条前段等違反被疑事件

日本メジフィジックス(株)に対する件(令和2年(認)第1号)

確約計画の認定年月日	関 係 法 条	
0.0.11	独占禁止法第3条前段	
2. 3. 11	同法第19条(一般指定第14項)	

ア 関係人

名称	所在地	代表者
日本メジフィジックス㈱	東京都江東区新砂三丁目4番10号	代表取締役 下田 尚志

イ 違反被疑行為の概要

- (7) 疑いの理由となった行為の概要
 - a 富士フイルムRIファーマ㈱(平成30年10月1日付けで商号を富士フイルム富山化学㈱に変更したものである。以下「FRI」という。)が,フルデオキシグルコース(以下「FDG」という。)(注1)の製造販売業への新規参入に当たり,FDGの卸売を行う(公社)日本アイソトープ協会(以下「協会」という。)(注2)を通じて,全国一律価格ではなく,配達地域に応じた複数の価格(以下「地域別価格」という。)で同社が製造するFDGを販売しようとしていたところ,日本メジフィジックス㈱(以下「日本メジフィジックス」という。)(注3)は,平成29年5月頃,協会に対し,FRIと地域別価格によるFDGの取引をした場合には,自社が製造するFDG等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。
 - b 日本メジフィジックスは、平成29年5月頃以降、FRIがFDGの自動投与装

置の製造販売業者と共同開発したFDGの自動投与装置(以下「特定自動投与装置」という。)(注4)の導入があり得た南関東地区(注5)及び近畿地区(注6)所在の取引先医療機関に対し、特定自動投与装置において、自社が製造販売するFDGを使用できる可能性があったにもかかわらず、明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。

c 日本メジフィジックスは、平成29年5月頃、FRIが製造販売するFDGを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するFDGの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し、以後、当該方針に沿って依頼を拒否していた。

∅ 違反する疑いのあった法令の条項

- a 日本メジフィジックスの前記 の行為は、FRIの事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、南関東地区及び近畿地区におけるFDGの取引分野における競争を実質的に制限していた疑いがあるものであって、この行為は、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し同法第3条の規定に違反する疑いがある。
- b 日本メジフィジックスの前記 [7] a の行為は、自己と競争関係にあるFRIと協会との取引を、前記 [7] b 及び c の行為は、それぞれ、FRIと南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関との取引を不当に妨害していた疑いがあるものであって、これらの行為は、不公正な取引方法の第14項に該当し独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがある。
- (注1) FDGは、放射性医薬品(放射性同位元素を含んだ医薬品)であり、がん等の診断に用いられる。
- (注2) 協会は、FRIが参入するまでは、我が国唯一のFDGの卸売業者であった。
- (注3) 日本メジフィジックスは、FRIが参入するまでは、我が国唯一のFDGの製造販売業者であった。
- (注4) 自動投与装置とは、被験者にFDGを自動的に投与する機械であり、当該機械を用いることが一般的である。
- (注5) 南関東地区とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (注6) 近畿地区とは,滋賀県,京都府,大阪府,兵庫県,奈良県及び和歌山県をいう。

ウ 確約計画の概要

- 以下の事項を取締役会において決議すること。
 - a 前記イ団の行為を既に行っていないことを確認すること。
 - b 今後3年間,前記イ(ア)の行為と同様の行為を行わないこと。
- (が) 前記がに基づいて採った措置を、協会並びに南関東地区及び近畿地区所在の取引 先医療機関に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。
- 南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対して、日本メジフィジックスがFDGの自動投与装置の製造販売業者に委託した、自社が製造販売するFDGの特定自動投与装置における使用の確認試験に係る結果を通知すること。
- □ 今後3年間,前記イ♡a及びbに記載の行為と同様の行為を行わないこと。
- (オ) 今後3年間,南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関からの当日中の配送 依頼を受けた際に、FRIが製造販売するFDGを購入していることを理由とした 依頼の拒否を行わないこと。

- - a 協会及び取引先医療機関との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指 針の作成及び自社のFDG事業に係る従業員への周知徹底
 - b 協会及び取引先医療機関との取引に関する独占禁止法の遵守についての自社の FDG事業に係る役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による 定期的な監査
- 制制に関から関までの措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。
- 前記 励 b の措置に基づいて講じた措置の履行状況を、今後3年間、毎年、公正取 引委員会に報告すること。

エ 確約計画の認定

公正取引委員会は、前記ウの計画を精査した結果、当該計画は実態に即した効果的な措置を含んでいるところ、当該計画が、独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合するものと認められたことから、当該計画を認定した。

(2) 独占禁止法第19条違反被疑事件

楽天㈱に対する件(令和元年(認)第1号)

確約計画の認定年月日	関係法条
元. 10. 25	独占禁止法第19条(一般指定第12項)

ア 関係人

名称	名称 所在地	
楽天(株)	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	代表取締役 三木谷 浩史

イ 違反被疑行為の概要

楽天㈱は、自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において、当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。

ウ 確約計画の概要

- 同 自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において、当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている行為を取りやめること。
- (f) 前記[f]の行為を取りやめる旨及び今後3年間前記[f]の行為と同様の行為を行わない旨を取締役会において決議すること。
- 前記Ŋ及び似に基づいて採った措置を、前記Ŋ記載の運営業者に通知し、かつ、

自社の楽天トラベル事業に係る従業員に周知徹底すること。

- 国 前記
 別及び後記
 別について、一般消費者に周知すること。
- 母後3年間,前記団の行為と同様の行為を行わないこと。
- 次の事項を行うために必要な措置を講じること。
 - a 前記 [] 記載の運営業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針 の作成及び自社の楽天トラベル事業に係る従業員への周知徹底
 - b 前記 🖺 記載の運営業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての自社の楽 天トラベル事業に係る従業員に対する定期的な研修及び監査担当者による定期的 な監査
- 制 前記 別から 日まで及び 別の措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。
- 前記 別 の措置及び 励 b に基づいて講じた措置の履行状況を,今後3年間,毎年,公正取引委員会に報告すること。

エ 確約計画の認定

公正取引委員会は、前記ウの計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認められたことから、当該計画を認定した。

第3 警告等

1 警告

令和元年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第6表 令和元年度警告事件一覧表

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	丸井産業㈱に対 する件	次の行為により、遅くとも平成27年5月以降平成31 年2月までの間、自己の取引上の地位が相手方に優越	第19条(第2 条第9項第5号	元. 5. 15
	19 る件	年2月までの間, 自己の取引上の地位が相手方に後越 していることを利用して, 正常な商慣習に照らして不	余弟9垻弗5方 口)	
		当に、継続して取引する相手方に対して、自己のため	,	
		に金銭を提供させていた疑い。		
		(1) 納入業者のうち171社に対し、自社の社員旅行の		
		費用の一部に充てるため、当該納入業者が販売促進		
		効果等の利益を得ることができないにもかかわら		
		ず、金銭を提供させていた。		
		(2) 納入業者のうち19社に対し、自社の営業担当者へ		
		の報奨金等に充てるため、当該納入業者が販売促進 効果等の利益を得ることができないにもかかわら		
		ず、毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭		
		り, 毎月のは八金額に		
2	あきた北農業協	平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間, 部会員	第19条(一般	元. 7. 3
	同組合及び㈱本	が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為によ	指定第12項)	
	家比内地鶏に対	り、不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。		
	する件	○ 部会員との間で		
		(1) あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外へ		
		の出荷が無い者であること,比内地鶏の雛の数量		
		に係るあきた北農業協同組合の定める導入計画を		
		遵守できる者であること等の条件を満たす者と取		
		引する旨		
		(2) 前記(1)に違反した場合には契約を解除して出荷		
		停止ができる旨 等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称す		
		る3者連名の契約を締結した上で		
		・ 前記(1)の出荷先を㈱本家比内地鶏に限定する		
		・ 前記(1)の導入計画における雛の数量を㈱本家比		
		内地鶏の販売計画に合わせて調整する		
		などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を㈱		
		本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるととも		
		に、導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている		
		疑いのある行為を行っていた。		

⁽注) 一般指定とは,不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

2 注意

令和元年度において注意・公表を行ったものの概要は、次のとおりである。

第7表 令和元年度注意 · 公表事件一覧

一連番号	件 名	内容	関係法条	注意年月日
1	舗装用改質ア スファルトの 製造販売業者 ら5社に対する 件	舗装用改質アスファルトの製造販売業者3社が決定した舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等について、製造販売業者ら5社が、一部の地区において、前記3社と話し合っていた行為が認められたことから、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定の違反につながるおそれがあるものとして、当該5社に対し、注意を行った。	第3条後段	元. 6. 20
2	食缶製造販売 業者3社に対す る件		第3条後段	元. 9. 26

3 自発的な措置に関する公表

令和元年度において,調査の過程において,事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案の概要は,次のとおりである。

第8表 令和元年度自発的な措置に関する公表事案一覧

件 名	内容	公表年月日
アマゾンジャパ ン (同) に対す る件	アマゾンジャパン(同)が、Amazonマーケットプレイスの出品者との間の Amazonポイントサービス利用規約を変更し、出品される全ての商品について最低1パーセントのポイントを付与し、当該ポイント分の原資を出品者に負担させる旨の内容としたことについて、独占禁止法上の懸念があったため、所要の調査を行っていたところ、アマゾンジャパン(同)が、前記規約の変更を修正し、商品をポイントサービスの対象とするか否かについて、出品者の任意としたため、当該規約変更に係る前記調査を継続しないこととした。	31. 4. 11

第4 告発

私的独占,カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ,これらについては公正取引委員会による告発を待って論ずることとされている(第96条及び第74条第1項)。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和元年度においては、検事総長に告発した事件はなかった。